

春日井市ひとり暮らし高齢者登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の孤立死防止等を図り、地域の見守り体制を推進するため、ひとり暮らしの高齢者の登録について必要な事項を定めるものとする。

(登録対象者)

第2条 登録対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に居住する65歳以上の者
- (2) 居住している家屋に同居者がおらず、かつ、当該家屋と同一の敷地又はその隣接地に親族等が居住していない者

(登録の申請)

第3条 登録を受けようとする者は、春日井市65歳以上ひとり暮らし基本調査票(別記様式)により、緊急連絡先、心身の状況その他必要な情報の登録を市長に申請しなければならない。

(審査及び決定)

第4条 市長は、前条の申請があったときはこれを審査し、申請を行った者が第2条に規定する要件を満たすと認めるときは、申請に係る情報を登録するものとする。

2 市長は、前項の審査により申請を行った者が第2条に規定する要件を満たさないと認めるときは、当該者に通知するものとする。

(登録内容の変更等)

第5条 前条第1項の登録を受けた者(以下「登録者」という。)が登録内容の変更をしようとするときは、口頭又は書面により登録内容の変更を申し出るものとする。

(登録の廃止)

第6条 登録者が登録を廃止しようとするときは、口頭又は書面により登録の廃止を申し出るものとする。

(関係機関による登録情報の共有等)

第7条 市長は、登録した情報を地域包括支援センター及び民生委員と共有し、地域見守りホットライン（孤立死を防止し、及び高齢者虐待の通報を受け付けるために設置された専用の電話回線をいう。）を受信した場合その他の緊急の場合において、当該登録した情報に基づき、緊急連絡先への連絡、安否確認その他の適切な対応に努めなければならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。